

令和3年

渡島西部広域事務組合議会

第2回定例会 会議録

令和3年9月3日 開会

令和3年9月3日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和3年9月3日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 認定第1号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	4
○ 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について	12
○ 日程第7 議案第2号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	13
○ 日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	17
○ 閉会の議決	17
○ 閉会宣告	17

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
認定 1	令和 2 年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定 について	9 月 3 日	原案認定
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	9 月 3 日	原案可決
2	令和 3 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 2 号)	9 月 3 日	原案可決

令和3年 第2回定例会
令和3年9月3日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 認定第1号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第2号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------------|-----|-------------|--|
| 議長 | 12番 | 溝部 幸基（福島町） | | | |
| | 1番 | 佐藤 孝男（福島町） | 2番 | 沼山 雄平（松前町） | |
| | 3番 | 手塚 昌宏（木古内町） | 4番 | 吉田 裕幸（木古内町） | |
| | 5番 | 山田 顕人（知内町） | 6番 | 杉村 志朗（福島町） | |
| | 7番 | 谷口 康之（知内町） | 8番 | 堺 繁光（松前町） | |
| | 9番 | 伊藤 政博（知内町） | 10番 | 伊藤 幸司（松前町） | |

◎欠席議員（1名） 副議長 11番 又地 信也（木古内町）

◎出席説明員（19名）

- | | | | | | |
|---------|-------|------------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 鳴海 清春 | 副管理者 | 工藤 泰 | | |
| 参与 | 石山 英雄 | 参与 | 西山 和夫 | 参与 | 鈴木 慎也 |
| 幹事 | 若佐 智弘 | 幹事 | 大野 樹 | 幹事 | 羽沢 裕一 |
| 監査委員 | 本庄屋 誠 | 会計管理者 | 西田 啓晃 | 事務局長 | 佐藤 和利 |
| 衛生センター長 | 丹羽 一暢 | 消防長 | 鍋谷 悟 | 松前消防署長 | 可香 靖 |
| 福島消防署長 | 吉能 秀美 | 知内消防署長 | 野戸 英二 | 木古内消防署長 | 伊藤 則幸 |
| 消防本部主幹 | 岩上 健作 | 衛生センター庶務係長 | 佐藤 拓海 | | |

◎欠席説明員 なし

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

- | | | | | | |
|----|------|----|--------|----|-------|
| 書記 | 梅岡 忍 | 書記 | 館政 ななみ | 書記 | 鳴海 沙恵 |
|----|------|----|--------|----|-------|

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和3年第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

第2回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第2回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今まさに東京2020パラリンピックが開催されてございますけれども、新型コロナウイルス感染症の第5波が全国的に拡大しており、北海道においても3回目となる緊急事態宣言が8月27日から9月12日までの期間で発令され、いまだ、収束が見通せない状況でございます。

一方、西部4町管内的には、各町においてワクチン接種も進み、感染リスクが低減されてございますけれども、感染力の強いデルタ株などの広がりもあり、8月に入りお盆期間を挟み、管内でも感染者が出ている状況にありますので、引き続き油断することなく、感染予防の徹底に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

また、今年は6月から8月にかけて梅雨前線が停滞し、九州や西日本に長雨や大雨をもたらすなど全国各地で災害が多発してございます。

9月は、本格的な台風シーズンを迎えますので、消防本部を中心にあらゆる災害に対応した準備を怠ることのないようしっかり対応してまいりたいと考えてございます。

さて、本日の議案にもありますように、令和2年度の決算において、繰越金が衛生関係で348万3,102円、消防関係が1,217万5,860円の合計で1,565万8,962円の繰越額となっております。

令和2年度の決算審査意見書にありますように、今後も構成4町の負担金を持って運営されていることを職員一人ひとりが自覚し、もって職員の創意工夫と意識改革を積極的に進めることで、組合の効率性を追求しつつ、公正かつ適正な組合運営に努めてまいり所存でございますので、ご理解とご協力をお願い致します。

それでは、本日の議案の内容についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正が1件及び令和3年度一般会計補正予算が1件並びに令和2年度一般会計歳入歳出決算認定が1件の計3件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、一般会計の補正予算の主な内容ですが、令和2年度決算が確定したことに伴う繰越金及び剰余金の還付並びに衛生センター施設整備基金への積立金などとなっております。そのほか、松前消防署江良出張所新築に伴う実施設計業務委託料の増額補正が主なものとなっております。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、簡単でありますけれども、開催に当たってのご挨拶と致します。

本日は、よろしくどうぞお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。2番、沼山雄平議員、3番、手塚昌弘議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

令和3年渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、令和3年第1回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

1点目、消防関係について。

(1)火災の発生について。

6月3日に木古内町前浜地区において、プレハブ平屋建て事務所の内部を一部焼損する火災が発生しましたが、人的被害はありませんでした。なお、この度の火災において、住民2名の迅速な通報及び初期消火により被害を最小限に食い止められたことから、2名の方の功績に対して、6月28日に木古内消防署において感謝状を授与してございます。

また、木古内消防署では更なる火災発生を防ぐため、署員による管内巡回を強化するとともに、防災無線等で火災予防啓発の徹底を図っております。

(2)行方不明者の捜索について。

6月7日に知内町湯ノ里地区の山林において、山菜採りに入った住民が行方不明となり、警察機関をはじめ知内町及び知内消防署が捜索を開始し、翌日の8日には消防本部のほか、福島・木古内消防署及び北海道防災ヘリコプターが捜索に加わり、合同で捜索を行った結果、同ヘリが本人を発見し救出いたしました。その後、死亡が確認されてございます。

(3)水難事故について。

8月2日に福島町塩釜地区の海岸において、町内の男子中学生が遊泳中に溺れる事故が発生しております。心肺停止の状態で見られ、救急車で松前町立松前病院へ救急搬送された後、ドクターヘリで市立函館病院へ転送されてございます。

その後、ICUで治療を施しておりましたが、8月10日に死亡が確認されてございます。改めて、知内町並びに福島町でお亡くなりになりました2名に方のご冥福をお祈りさせていただきたいと思っております。

(4)遭難事故について。

8月24日に知内町小谷石地区の丸山において、下山中の登山者が道に迷う遭難事故が発生しております。警察機関をはじめ知内町及び知内消防署が捜索にあたり、ほどなく遭難者を無事発見しております。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理してございますので、後ほどご参照して頂きたいという風に思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎認定第1号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第5、認定第1号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

なお、地方自治法第233条第5項、第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。

これより、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に、提案理由、決算内容の説明、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況の説明を求めます。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1の議案の35頁をお開き願います。

認定第1号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、決算の内容について、説明致しますので、ナンバー2の決算書1頁をお願い致します。

令和3年7月19日付で、監査委員から決算審査意見書が提出されております。

2頁をお願い致します。

意見書には、「第4審査の結果」として、「計数は正確であり、その内容及び執行状況は適性妥当であると認められた。」旨の審査結果とともに、「第6決算の概要」で、歳入歳出の決算状況や款別の不用額、また、予算流用の状況等が記載されております。

なお、「(4)各款における不用額等の主な内容」につきましては、後ほど決算説明書で説明させていただきますので、あらかじめご了解をお願いします。

それでは決算の内容を説明致します。

ナンバー3決算説明書1頁をお願い致します。

令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書の中段をご覧ください。

歳入決算額 15 億 4,786 万 4,578 円、歳出決算額 15 億 3,220 万 5,616 円、歳入歳出差引額 1,565 万 8,962 円、これを令和 3 年度へ繰越し致します。下の「決算の業務別内訳」の歳入歳出差引額をご覧下さい。差引額の内訳は、衛生関係が 348 万 3,102 円、消防関係が 1,217 万 5,860 円となっております。後ほど「一般会計決算精算表」で、基金積立金や構成町への還付金について説明致します。

2 頁をお願い致します。

「款別歳入決算額の状況」を説明します。

調定額、収入済額、ともに合計 15 億 4,786 万 4,578 円で、収入率 100%でございます。

歳入に占める款別の割合は、1 款分担金及び負担金が全体の 87.7%、また、2 款使用料及び手数料が 7.0%、以下、順のとおりでございます。

なお、予算科目毎の内容につきましては、資料ナンバー 2 決算書の 9 頁から 12 頁に記載しておりますので、後ほど、ご確認願ひ致します。

3 頁をお願い致します。

(1)組合負担金の状況です。

衛生関係部門の負担金は、表中段の小計右端 3 億 6,127 万 6 千円、また、消防関係分は、下から 2 行目 9 億 9,688 万 6 千円で、負担金合計額は、13 億 5,816 万 2 千円となっております。

4 頁をお願い致します。

(2)組合手数料の状況です。

し尿処理手数料から消防手数料までの収入済額の合計は、1 億 909 万 8,615 円となりました。このうち、し尿処理手数料は 9,326 万 7,350 円で全体の 85.5%、また、浄化槽汚泥処理手数料は 994 万 7 千円で 9.1%、以下、ごみ処理手数料、消防手数料の順となっております。

(3)組合債の状況です。

令和 2 年度の起債借入件数は 1 件で、借入は 2,630 万円です。借入先は、道南うみ街信用金庫福島支店が 1 件であります。

5 頁をお願い致します。

「款別歳出決算額の状況」です。

表の下、合計をご覧ください。予算現額 15 億 4,725 万 7 千円に対し、支出済額が 15 億 3,220 万 5,616 円、不用額は 1,505 万 1,384 円、予算執行率 99%であります。

6 頁をお願いします。

(1)性質別経費の状況です。

款別の歳出決算額を性質別に、また、前年度と対比したものであります。表の左下、下から 2 段目、合計の令和 2 年度と令和元年度の前年比をご覧ください。

人件費は前年比 2.2%の増、物件費は 0.9%の増、補助費等は退職手当組合精算還付金の減により 46.5%の減、維持補修費は衛生センターにおいて計画的に実施している汚泥再生処理センター及びリサイクルプラザ機器のオーバーホール費用の増となったため 20.3%の増、建設事業費は木古内消防署小型動力ポンプ付大型水槽車購入等の増により 11.0%の増、公債費は木古内消防署庁舎改修事業など 3 件の起債の元金償還開始により 5.9%増、積立金は諸支出金において衛生関係の決算繰越金の増となりましたが地方交付税が減となったため 16.3%の減となり、合計で前年比 1.4%の増となりました。

7 頁をお願いします。

(2)款及び節別支出一覧表です。

款別に、決算額と構成比を節別に表したものです。

人件費を除いて決算額が多い 10 節需用費は、衛生費で各施設のホーバーホールや空気圧縮機交換費用の増、また、消防費で新型コロナウイルス感染症対策の救急隊員感染防止消耗品や救急活動資機材を整備したことにより 1 億 8,705 万 4,866 円で、構成比 12.2%となりました

以下、表のとおりとなっております。

8 頁をお願いします。

(3)普通建設事業費の状況です。

衛生センターから木古内消防署までの100万円以上の普通建設事業等を記載しております。事業費合計は、1億3,446万9,769円であります。財源内訳は、国道支出金243万8,000円、地方債2,630万円、その他3,248万1,900円の内訳は、衛生センター施設整備基金2,805万円、雑入で福島消防署防火水槽撤去補償費及び消火栓移設補償費合計で443万1,900円、一般財源が7,324万9,869円であります。

1,000万円以上の大型事業は、衛生センターのペットボトル容器圧縮成型設備改修工事、松前消防署の消防庁舎車庫シャッター改修工事、木古内消防署の小型動力ポンプ付大型水槽車購入の3事業であります。

9頁をお願いします。

(4)職員等給与費の状況です。

職員数の内訳につきましては、23頁に記載しておりますので後ほど参照願います。

表右端合計をご覧ください。給料が3億5,630万7,300円、職員手当等が2億5,760万2,946円、共済費等が1億9,416万4,338円、給与費合計で8億807万4,584円となりました。

10頁をお願い致します。

「その他の参考資料」です。

(1)組合債未償還元金現在高です。表下の合計欄を左から順に説明致します。

令和元年度末の未償還現在高は、8億9,492万9,093円でした。令和2年度の借り入れは2,630万円で、償還額は1億124万8,391円、令和2年度末現在高は、8億1,998万702円となりました。

また、令和2年度に支払った利子は、表右端のとおり483万6,441円でありました。

11頁をお願い致します。

(2)組合債未償還元利償還表です。表右下の合計をご覧ください。

未償還元金は、ただいま説明したとおり8億1,998万702円、また、これに係る利子は1,858万142円、合計8億3,856万844円が、令和2年度末現在の未償還元利償還額です。

このうち、衛生分は7億3,851万7,177円、消防分は1億4万3,667円であります。

12頁をお願い致します。

(3)令和2年度一般会計決算精算表です。この表は、決算繰越額1,565万8,962円を構成町持分額で表したものです。衛生部門の繰越額348万3,102円は、衛生センター施設整備基金に全額積み立て致します。

また、消防部門の繰越額1,217万5,860円は、構成町に還付致します。

(4)令和2年度基金積立内訳でございます。衛生センター施設整備基金は、計欄に記載しておりますが、令和元年度末現在残高の1億8,650万3,174円に令和2年度におきましては、1,549万3,351円を積立し、令和2年度においてペットボトル容器圧縮成型設備改修工事の財源に充てるため2,805万円を取り崩しましたので、令和2年度末現在高は、1億7,394万6,525円となっております。

構成町別の現在高は記載のとおりであります。

13頁をお願い致します。

(5)構成町別負担金算出基準です。

構成町の負担金につきましては、組合規約第15条第2項に基づき、経費ごとに、均等割・人口割・財政割・実績割により負担割合を決定し、積算しております。

また、消防本部を除く消防費につきましては、全額、消防署所在の町の負担となっております。

表の中段の※負担率の基準係数は、構成町の人口や収集実績量、消防費に係る基準財政需要額をもって負担割合を決定しておりますので、後ほどご覧くださるよう、お願い致します。

14頁をお願い致します。

(6)令和2年度歳入決算状況及び、15頁の(7)令和2年度歳出決算状況は、2頁及び5頁で説明した款別の内容を目別にまとめたものであります。

16頁をお願い致します。

(8)歳入内訳及び歳出不用額一覧です。

はじめに歳入内訳です。

歳入の決算額で、手数料関係では収集量等の減少により、し尿処理手数料 37 万 9,650 円減となりました。

財産収入については、ペットボトルなどの物品売払収入が 69 万 2,574 円増となっており、その他品目の収入額内訳は記載のとおりであります。

諸収入については、塩釜地区道道改修工事に伴う北海道からの防火水槽撤去補償費と消火栓移設補償費などの雑入が 29 万 708 円増となりました。

17 頁をお願い致します。

歳出の不用額を説明致します。

節において 10 万円以上の不用額があったものを中心に説明致します。

最初に事務局所管分です。

事務局費で 52 万 8,868 円の不用額の主なものは、3 節職員手当等が 14 万 577 円で時間外勤務手当の実績減と 10 節需用費が 26 万 9,615 円で、庁舎暖房に係る燃料費の実績減によるものとなっています。

18 頁をお願い致します。

衛生センター所管分です。

し尿処理費で 172 万 6,926 円の不用額の主なものは、10 節需用費が 52 万 3,896 円で光熱水費の実績減、12 節委託料が 109 万 50 円でし尿収集量の減少によるし尿収集運搬業務委託料の実績減、除排雪業務委託料の実績減によるものとなっています。

ごみ再生処理費で 72 万 9,616 円は、10 節需用費が 44 万 9,618 円でオーバーホールに係る修繕費及び光熱水費の実績減、12 節委託料が 21 万 4,897 円で除排雪業務委託料の実績減によるものとなっています。

最終処分場処理費で 35 万 5,130 円は、10 節需用費が 11 万 7,690 円で施設の灯油代に係る燃料費及び光熱水費の実績減、12 節委託料が 23 万 5,760 円で除排雪業務委託料の実績減によるものとなっております。

続いて、消防本部所管分です。

消防本部費で 118 万 5,487 円の不用額の主なものは、3 節職員手当等が 14 万 9,058 円で時間外勤務手当の実績減、8 節旅費が 34 万 7,400 円で緊急消防援助隊派遣がなかったことによる実績減、10 節需用費が 35 万 574 円で消耗品費等の実績減、12 節委託料が 10 万 2,800 円で消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料の見積減、13 節使用料及び賃借料が 14 万 4,788 円で先ほど旅費で説明しましたとおりの理由でフェリー代の実績減となっています。

19 頁をお願い致します。

松前消防署所管分です

署費で 71 万 1,576 円の不用額の主なものは、3 節職員手当等 31 万 7,559 円で休日勤務手当等の実績減、4 節共済費 11 万 8,077 円で職員共済組合負担金の減によるものとなっています。

団費で 84 万 1,504 円は、8 節旅費が 70 万 8,020 円で費用弁償の実績減によるものとなっています。

施設費で 40 万 5,329 円は、10 節需用費が 40 万 4,479 円で消火栓維持補修費の実績がなかったことによるものとなっています。

次に、福島消防署所管分です。

署費で 120 万 4,577 円の不用額の主なものは、3 節職員手当等が 71 万 4,083 円で時間外勤務手当等の実績減、11 節役務費が 16 万 3,129 円で空気ボンベ定期検査料などの各種手数料の実績減によるものとなっています。

団費で 93 万 3,436 円は、8 節旅費が 67 万 2,100 円で費用弁償の実績減、10 節需用費が 12 万 2,729 円で燃料費の実績減によるものとなっています。

20 頁をお願いします。

知内消防署所管分です。

署費で 158 万 123 円の不用額の主なものは、3 節職員手当等が 32 万 4,032 円で休日勤務手当等の実績減、10 節需用費が 83 万 9,804 円で庁舎暖房に係る燃料費及び光熱水費の実績減、17 節備品購入費が 24 万 9,032 円で車両用バッテリーの購入がなかったことによる実績減となっています。

団費で 123 万 648 円は、8 節旅費が 98 万 2,500 円で費用弁償の減、10 節需用費が 12 万 179 円で食糧費の減によるものとなっています。

施設費で 19 万 4,430 円は、10 節需用費が 18 万 3,514 円で防火水槽維持補修費等の実績減によるものとなっています。

木古内消防署所管分です。

署費で 68 万 3,981 円の不用額も主なものは、3 節職員手当等が 26 万 5,651 円で出動手当等の実績減、10 節需用費が 22 万 3,628 円で庁舎暖房に係る燃料費の実績減によるものとなっています。

団費で 49 万 9,654 円は、8 節旅費が 35 万 1,200 円で費用弁償の実績減によるものとなっています。

21 頁の(9)衛生関係資料と 22 頁の(10)消防関係資料については、後ほど衛生センター長と消防長より、説明致します。

以上で、決算説明書の説明を終わります。

次に、ナンバー2 決算書により、実質収支、財産調書、基金等を説明致します。

資料ナンバー2、決算書の 28 頁をお願い致します。

【3】実質収支に関する調書です。

1. 歳入総額 15 億 4,786 万 5 千円から 2. 歳出総額 15 億 3,220 万 6 千円を差し引いた 3. 歳入歳出差引額が 1,565 万 9 千円となります。4. 翌年度へ繰り越すべき財源は(1)から(3)までは、ございません。5. 実質収支額も差引額と同額となり、6. 実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

29 頁をお願い致します。

【4】財産に関する調書です。

1 公有財産、(1)土地及び建物、総括で説明致します。最初に土地については、その他の施設、山林とも、増減はなく、決算年度末現在高の地積は 12 万 5,230.78 m²となっております。

その横の建物について、木造の消防施設で令和 2 年 12 月に福島消防署吉野分団器具置場 28.35 m²が完成し、既存建物 45.36 m²を解体したことにより差引 17.01 m²減で決算年度末現在高の延面積は 13 万 3,376.30 m²となりました。

なお、内訳は 30 頁の (ア) 行政財産、31 頁の (イ) 普通財産、32 頁の(2)山林の説明のとおりとなっております。

33 頁をお開きください。

2 の物品です。増減のあったものは、消防分の自動車で、備考欄に記載のとおり、知内消防署、木古内消防署各 1 台で計 2 台の更新であります。小型動力ポンプも松前消防署で 1 台を更新したところであります。

34 頁をお願いします。

3 の基金です。

(1)渡島西部衛生センター施設整備基金の決算年度末現在高は、先に説明したとおり 1 億 7,394 万 6,525 円であり、次の 35 頁から 36 頁までは、各基金の決算審査意見書と基金の運用状況調書です。後ほど、ご覧ください。

以上で、私からの決算内容の説明を終ります。

次に衛生センター長と消防長より説明があります。併せてご審議よろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午後2時37分
再開 午後2時37分

○事務局長（佐藤和利）

先程、不用額の説明で数字を言い間違えましたので、訂正いたします。資料ナンバー3の20頁をお願いします。知内消防署費の10節需用費で83万9,840円が正しい金額でありましたので訂正致しますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

事務局長の説明が終わりました。

次に、廃棄物収集処理実績表についての説明を求めます。

丹羽一暢衛生センター長。

○衛生センター長（丹羽一暢）

それでは、(9)衛生関係資料についてご説明いたしますので、別冊資料ナンバー3一般会計決算説明書の21頁をお開き下さい。タイトルは、渡島西部衛生センター廃棄物収集処理実績表（前年度比）でございます。

表の区分に沿ってご説明いたします。最初は「浄化槽汚泥処理実績」です。

搬入量の合計は2,030k ℓ であり、数量は55.92k ℓ 増加し、対前年比で2.8%の増加となりました。

対前年伸率で大きく増減しているのは、知内町が38.1%増加、木古内町が皆無となっております。

知内町の増加理由については、浄化槽汚泥の搬入量は他町と比較すると少ない数字になっておりますが、令和2年度は北電関連業者や道の駅等公共施設からの搬入量が増加したためによるものと分析しております。また、木古内町の減少理由については、下水道終末処理場でございます「きこないクリーンセンター」が、令和2年度から全ての汚泥を完全に受入処理しておりまして、当センターへの搬入がなかったことによるものでございます。

次に、区分の「し尿収集実績」について、ご説明いたします。

収集量の合計は1万6,947.42 k ℓ でございまして、数量は707.98k ℓ 減少し、対前年比で4.0%の減少となりました。

対前年伸率を見ますと、構成町全てが減少しておりまして、減少理由につきまして、人口減による需要減と、収集業者からの聞き取りによりますと、年明けからの大雪に伴いまして、汲み取り口の積雪により、収集を春先まで控えたものでないかというお話を伺っております。

なお、その大雪の関係については、年度が変わりまして4月以降はその反動か、収集量が全体的に約2%ほど増加しています。

続いて、区分の「ごみ処理実績」についてご説明致します。

当センターで扱うごみは、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、空缶やペットボトル、その他プラスチック容器類の資源ごみでございます。

処理量の合計は1,009.54 トンでございまして、数量は19.98 トン減少し、対前年比で1.9%の減少となりました。

対前年伸率を見ますと、マイナス7.7%からプラス8.4%の範囲での増減となっております。この表には内訳を記載してございませんが、全体的な傾向として、「燃えないごみ」と「燃えない粗大ごみ」の処理量が増加し、その反面「空缶やペットボトル」などの資源ごみの減少がみられております。

木古内町の増加理由については、町内清掃を実施された際に収集された「燃えないごみ」が多かったためです。

また、福島町の減少理由につきましては、平成30年度、令和元年度と2年間続いた「火災に伴うごみ」の搬入が、令和2年度においてはなかったことによるものです。

なお、令和2年度においては、構成町全てから「火災に伴うごみ」の搬入はございませんでした。

最後に、区分の「最終処分場処理実績」について、ご説明致します。

埋立量の合計は828.72 トンでございまして、数量は125.80 トン増加し、対前年比で17.9%の増加となりました。

最終処分場処理実績が構成町全体で増加している理由につきましては、令和2年度は埋立で飛灰や

残渣にかぶせるための土を約 150 トンほど、最終処分場に新たに搬入したためによるものでございます。

なお、この表には内訳を記載してございませんが、渡島廃棄物処理広域連合から受入しております、「燃やせるごみ」を焼却した後に残ったすすやチリである飛灰と、当センターから発生する「燃えないごみ」の残渣を埋立しておりますが、その合計は前年度対比で約 20 トンほど減少しております。

ここで対前年伸率を見ますと、木古内町については、27.9%の伸びとなりましたが、理由については、先ほどの「ごみ処理実績」の際に触れましたが、木古内町さんで町内清掃を実施された際に回収された「燃えないごみ」の量が増加したためです。

一方で、福島町のみ 6.0%と小さい伸び率ですが、理由については、渡島廃棄物処理広域連合から搬入された「燃やせるごみ」の飛灰と「火災に伴うごみ」を含む「燃えないごみ」の残渣が、令和 2 年度においては、約 23 トンほど減少したためによるものでございます。

以上をもちまして、衛生関係資料の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

衛生センター長の説明が終わりました。

次に、消防関係資料についての説明を求めます。

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

それでは、令和 2 年度の消防活動についてご説明致します。

同じく資料ナンバー 3 の令和 2 年度一般会計決算説明書 22 ページをお開き願います。

表の中のカッコ書きにつきましては、前年度の数を表してございます。

はじめに、イ. 救急活動状況についてご説明致します。

表の右下の合計欄をご覧ください。

令和 2 年度全体の出動件数は 1,263 件で前年度と比較し、75 件の減、搬送人員は 1,212 人で前年度と比較し、71 人の減でございます。

出動件数を構成町別に見ますと、松前町が合計 576 件で前年度比 45 件の増、福島町が前年度比 53 件減の 224 件、知内町が前年度比 21 件減の 192 件、木古内町が前年度比 46 件減の 271 件となっております。

次に、ロ. ドクターヘリ搬送状況について説明致します。

表の右下の合計欄をご覧ください。

全体の出動件数につきましては 58 件で前年度比 6 件の減、搬送人員は 57 人で前年度比 5 人の減で、構成町ごとの増減はございますが、総体で前年度比約 1 割減の搬送状況となっております。

最後に、ハ. 火災発生状況をご説明致します。

発生件数は前年度より 10 件少ない 4 件、亡くなられた方はおりませんでした。

構成町ごとの火災種別、損害額は記載のとおりでございます。

以上で、消防関係資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

消防関係資料の説明が終わりました。

提案理由の説明が終わります。

質疑を行います。9 番、伊藤政博議員。

○9 番（伊藤政博）

1 点だけお尋ねしたいのですが、最終処分場なんですけど少しずつ量が増えているんですけど、現在全体に埋立可能な数量に対して、実績として何%くらい埋められているのか。また、別な言い方をすると、あと何年くらい今の処理場が使えるのかその辺の計算というのが判ってますか。お尋ねします。

○衛生センター長（丹羽一暢）

只今の埋立量でございますが、約35%ほどでございます。あとどれくらい埋立れるんだということでございますが、あと40年、現在、20年掛かってこの数字でございますので、あと40年位は大丈夫ではないかと。過疎とかそういうのでごみの量は減るかもしれませんが、一応そのような形でございます。

○議長（溝部幸基）

9番、伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

ちょっと形式的な話になるのですが、私も一部事務組合の議員を10年以上やっているんですが、今さらということになるかもしれませんが、提出された書類についてちょっとお尋ねしたいのですが、冒頭に議長がですね、地方自治法第233条第5項による関係書類も提出されていますというお話でした。その第5項には会計年度による主要な施策の成果を説明する書類と施行令で定める書類を提出することとなっています。施行令で定める書類というのは、決算書の中の頁にも書いてますけど、歳入歳出の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書と書かれています。ただ、地方自治法で定めている主要な施策の成果を説明するというのは、どれが該当するのか。ちょっと説明いただきたいのですが。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時53分

○管理者（鳴海清春）

私もあまりそこまで細かい話はあれしていませんでしたが、基本的に地方自治法の中できちんと決算書について色々定めて、施行令の中で様式的なものが定められているんだというふうに理解してございますので、今ご指摘があった点については次回の決算までにしっかりともう一度内容を精査した中で、頂いた意見は反映できるような形で整理させていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

9番、伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

今回出された書類、決算書それから説明資料それらを見ますと主要な事項の説明の内容については、記載がされている訳ですけど、地方自治法で定めた分それから、施行令で定めた分ときちんと区分けして書類は形式的なことかもしれないかもしれませんが、形式をきちんと整えることも非常に大事なことだと思いますので、次年度以降その辺も検討していただきたいと思っております。以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

認定第1号について、認定することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、認定第1号の認定を可決いたします。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第6、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、お手元にナンバー1議案とナンバー4の説明資料をご用意ください。

最初にナンバー1議案の1ページをお願い致します。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年9月3日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

議案の内容を説明致しますので、説明資料の1ページをお願い致します。

議案第1号関係 職員の給与に関する条例の一部改正について。

1 提案の理由についてであります。

令和2年第3回定例会において、北海道防災航空室へ派遣されている松前消防署職員の地域手当の規定を整備したところでありますが、寒冷地手当においても在勤する地域で支給額が異なるため在勤地である札幌市を規定するものであります。

また、現在予定はありませんが、北海道消防学校から指導教官派遣があった場合を想定して、在勤地である江別市も併せて規定するものであります。

北海道消防学校へ職員の派遣につきましては、職員派遣要請計画より全道の消防本部を5地区に分け、ローテーションにより持ち回りで2年から3年の期間で消防職員が派遣されています。

なお、本来であれば地域手当を整備した際に、寒冷地手当の在勤地についても改正すべきところ失念しておりましたので、改正するものでありますのでよろしくお願い致します。

2 主な改正の内容についてです。

(1)寒冷地手当の地域の区分の改正についてであります。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に定めている地域の区分では、「2級地」が福島町、「3級地」が松前町、上磯郡となっていることから、条例第20条第2項の表の地域の区分及び別表第2の区分を「甲地」から「2級地」、「乙地」から「3級地」に改正します。

なお、この2級地、3級地の部分については、平成16年に寒冷地手当の改正の際、地域の区分の表記が変更されていましたが、改正されていなかったため、今回改正するものであります。

(2)寒冷地手当の地域の改正についてです。

別表第2の2級地区分に「札幌市」と「江別市」を追加致します。

3 施行期日については、公布の日からといたします。

条例の新旧対照表については、議案の1ページに掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○9番（伊藤政博）

今回の条例の改正に興味についてはよく理解したのですが、ちょっとそれ以前に理解していなければならなかったことなんですが、構成4町の中で福島町だけが2級地で、ほかの3町が3級地ですが、この差はどこから生じるのですか。

○議長（溝部幸基）

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

こちらの表につきましては、国家公務員の先程説明したんですけど、国家公務員の寒冷地に関する法律の別表という表がありまして、こちらの表で構成4町の福島町だけ2級地、それ以外の3町につきましては3級地ということで、国の方決めている形になってございます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

きちんとした定めについてはあれですけども、福島町の場合、千軒地区を抱えてございますので、そのところが寒暖といいますが、冬が厳しい状況にありますので多分、そのところをある程度考慮しながら福島だけがちょっと寒い地域だという位置づけになっていると思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第7、議案第2号、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1の議案とナンバー4の説明資料をご用意ください。

最初に資料ナンバー1の3頁をお開き下さい。

議案第2号、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第2号。

令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,631万3千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年9月3日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算につきまして、概要を申し上げます。

経費別構成町負担按分表確定による負担金額の調整、決算額確定による繰越金及び剰余金の還付、衛生センター施設整備基金と積立金、給与関係では、松前消防署、知内消防署の3月31日付け退職者の人件費減額、各消防署の扶養等の異動による減額、新型コロナウイルス感染防止による各種研修会や行事

などの中止による旅費などの減額となっております。

また、工事関係では、松前消防署江良出張所新築工事実施設計業務委託料、備品関係では、知内消防署のオゾン発生機購入費及び木古内消防署資機材搬送車のモデルチェンジによる増額補正となっております。

それでは、ナンバー4の議案説明資料により説明致しますので、資料の3頁をお願い致します。

議案第2号関係、経費別構成町負担按分表の変更について。

1 提案の理由について。

構成町の負担金割合につきましては、組合格約第15条第2項で、均等割及び人口割、また、財政割、衛生関係のし尿処理等の実績割に基づき積算するものと規定されております。

この度、今年度の負担率確定の基礎となる構成町の「令和3年4月1日の住民基本台帳人口」、また、令和2年度の「し尿収集量、ごみ処理量、最終処分場埋立量の年間実績量」が確定しましたので、これに関係する構成町負担率を変更致します。

2 構成町負担率変更に伴う負担金の調整について。

負担率の変更に伴い、下記のとおり構成町負担金を調整致します。増減の主な要因は、し尿処理実績等によるものであります。3頁の最後に構成町毎の増減計のとおり、知内町と木古内町が増、松前町と福島町が減となっております。4頁と5頁に当初と確定後の負担按分表を記載しております。

この按分表に基づいて、構成町の負担金を調整するものであります。

6頁をお願いします。

同じく議案第2号関係で、公債費に係る利率見直し及び普通地方交付税の補正についてであります。

1 提案の理由について。

平成22年度債が借入れから10年が経過し、令和3年3月31日に利率が見直され、当初の1.2%から0.003%へ変更となったことにより、元利償還金額を補正するものです。また、今年度の普通地方交付税が8月3日に決定し、交付額は4,195万3千円で、予算計上済額4,192万円に対し、3万3千円の増額となりました。

2 普通地方交付税決定の概要について。

増額の主な内容については、平成29年度借入の緊急防災・減災事業債分の増額です。また、衛生センター施設整備基金積立金の財源としている地方交付税については、今年度より交付対象外となったため、減額補正致します。

7頁は公債費に係る利率見直し及び普通地方交付税補正内訳表となっております。

次に補正予算の内容を説明しますので、10頁をお願い致します。

それでは、補正予算の歳出から所属毎に説明致します。

節で10万円以上の増減があったものを中心に説明します。

始めに、事務局所管分です。2款総務費、1項、1目事務局費で、16万6千円の増額であります。

8節旅費15万7千円の減額は、新型コロナウイルスの影響に伴う研修会等の中止による減額です。

18節負担金、補助及び交付金38万円の増額は、福島町からの派遣職員2名に係る事務局長の異動と主任が係長に昇格したことによる給与費負担金の増額であります。

その表の下、6款諸支出金、1項、1目前年度会計剰余還付金1,217万5千円の増額であります。22節償還金利子及び割引料は、決算確定による構成町への還付金となっております。構成町毎の金額は記載のとおりであります。11頁をお願い致します。

2項、1目衛生センター施設整備基金積立金337万1千円の増額であります。24節積立金337万1千円は、決算確定による繰越金のうち、衛生センター施設整備基金へ積立するものであります。

内訳については、前年度衛生負担金確定分が348万3千円増額、地方交付税分は、先ほど、説明資料の6頁で説明したとおり、今回交付税の交付かなかったため、全額11万2千円減額致します。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費49万円の増額であります。3節職員手当等13万9千円の増額、

18 節負担金、補助及び交付金 31 万 2 千円の増額は、派遣職員のセンター長の異動によるものであります。

3 目最終処分場処理費は、按分率変更による財源調整であります。

12 頁をお願いします。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 27 万 9 千円の減額であります。3 節職員手当等 13 万 7 千円の減額は、職員の転居による異動分です。8 節旅費 14 万 8 千円の減額は新型コロナ影響分です。

松前消防署所管分です。

2 目松前消防署費 904 万円の減額であります。2 節給料 348 万 8 千円の減額、3 節職員手当等 223 万 1 千円の減額、4 節共済費 184 万 3 千円の減額は、主に 3 月 31 日付けで退職した職員の人件費であります。8 節旅費 100 万 6 千円の減額、12 節委託料 35 万円の減額、18 節負担金、補助及び交付金 12 万 2 千円の減額は、新型コロナ影響分であります。

13 頁をお願いします。

2 項、1 目松前消防団費 105 万 2 千円の減額であります。8 節旅費 60 万 6 千円減額、13 節使用料及び賃借料 43 万 7 千円の減額は、新型コロナ影響分です。

3 項 1 目松前施設費 987 万 7 千円の増額であります。12 節委託料 734 万 8 千円の増額は、江良出張所新築工事基本設計完了に伴う実施設計業務委託料であります。18 節負担金、補助及び交付金 252 万 9 千円の増額は、松前町水道事業に対する消火栓移設工事費負担金で、弁天地区消火栓 1 基と唐津地区消火栓 1 基の工事費負担金であります。唐津地区の消火栓につきましては、北海道からの補償費対象となっています。

14 頁をお願いします。

福島消防署所管分です。

1 項、3 目福島消防署費 26 万 7 千円の減額であります。3 節職員手当等 19 万 6 千円の増額は、扶養等の異動によりの増額で、8 節旅費 45 万 4 千円の減額は、新型コロナ影響分であります。

2 項、2 目福島消防団費 63 万円の減額であります。8 節旅費 61 万 9 千円の減額は、新型コロナ影響分です。

15 頁をお願い致します。

3 項、2 目福島施設費 63 万 8 千円の増額であります。10 節需用費 63 万 8 千円の増額は、デジタル無線設備の直流電源装置の故障による修繕費の増額であります。

知内消防署所管分です。

1 項、4 目知内消防署費 279 万円の減額であります。2 節給料 182 万円の減額、3 節職員手当等 91 万円の減額、4 節共済費 87 万 3 千円の減額で、主に 3 月 31 日付けで退職した職員 1 名の人件費であります。8 節旅費 51 万 9 千円の減額は、新型コロナ影響分であります。10 節需用費 115 万 3 千円の増額、17 節備品購入費 37 万 4 千円の増額は、新型コロナウイルス感染防止対策のマスクやオゾン発生機の資機材整備であります。18 節負担金、補助及び交付金 19 万 5 千円の減額は、新型コロナ影響分です。

16 頁をお願いします。

2 項、3 目知内消防団費 62 万 6 千円の減額であります。8 節旅費 45 万 3 千円の減額は、新型コロナ影響によるものです。

次に木古内消防署所管分です。

1 項、5 目木古内消防署費 23 万 4 千円の増額であります。8 節旅費 24 万 7 千円の減額は、新型コロナ影響分であり、17 節備品購入費 42 万 9 千円の増額は、新型コロナ感染防止のための空気清浄機等の衛生機器等整備によるものあります。

17 頁をお願いします。

2 項、4 目木古内消防団費 33 万 6 千円の減額であります。8 節旅費 24 万 7 千円の減額で、新型コロナ影響分です。

3項、4目木古内施設費 92万2千円の増額であります。17節備品購入費 92万2千円の増額は、モデルチェンジによるものであります。

資料ナンバー1の33頁をお願いします。

今回、増額補正により購入金額が700万円を超えましたので、予算説明書にて説明いたします。物品の購入について。

令和3年度において購入する物品の内容は、次に定めるところによる。1.名称、木古内消防署資機材搬送車、2.種別・数量、資機材搬送車1台、3.購入金額、762万円以内、当初予算で669万8千円計上いたしまして今回の補正で92万2千円追加しているものであります。4.購入方法、指名競争入札及び随意契約によるものであります。

資機材搬送車の概要を説明致しますので、資料ナンバー4の18頁にお戻り下さい。

平成9年度登録の同型車輛の更新でございます。ご覧いただいている図面のとおりに、一般的な荷台を載せた車輛となっております。図面の右上の四角で囲んでいる部分で変更となった箇所は、排気量が2.90以上から2.70以上、積載量が1.35t以上から1.4t以上と変わっており、それ以外の部分では「衝突被害軽減ブレーキ装置」、こちらのほうが標準化になることによって、車両価格が上がっております。

なお、入札関係ですが、当初は石油貯蔵施設立地対策等交付金事業の交付決定となる7月頃を予定しておりましたが、その間に車両のモデルチェンジが入りましたため、9月下旬の入札変更となり、予定価格が700万円以上となるため、契約議決をお願いいたされたく10月に臨時会を予定してございます。

歳出の補正については、以上で説明を終わります。

続いて歳入を説明しますので、8頁をお願いします。

1款、分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金 42万5千円の増額は、按分率変更と歳出補正に伴う分であります。構成町の負担金は、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となっております。

2目消防負担金 521万7千円の減額は、歳出補正に伴う分で、事務局費と消防本部費は按分により、署費、団費、施設費は構成町からの負担となり、構成町別の負担金は、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

9頁をお願い致します。

3款国庫支出金、1項、1目社会資本整備総合交付金、14万6千円の増額は、社会資本整備総合交付金で、松前消防署江良出張所新築工事基本設計業務委託料のうち耐震診断分 44万円の補助率 1/3の国庫補助金であります。(入札により事業費 346万円に対し、耐震診断分 44万円)

7款繰越金、1項、1目繰越金については、決算確定により、1,565万8千円の増額であります。

8款諸収入、2項、1目雑入、180万5千円の増額は、松前施設費でも説明しましたとおり唐津地区消火栓移設工事費負担金に伴う、北海道からの移設補償費であります。

総額では、歳入歳出とも1,281万7千円の補正額となります。

補正予算に係る説明は以上です。

ご審議よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。
お諮り致します。
議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。
起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第8、閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和3年第2回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（閉会 午後3時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 沼山 雄平

署名議員 手塚 昌宏

